

令和7年度介護保険料 ～しっかり納めてあんしん介護～

○なぜ保険料を納めるの？

介護保険は、加入者自身が助け合いの考えに立って保険料を負担し、介護が必要になったとき、サービスを提供する仕組みです。

みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財産です。介護が必要になったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

○保険料を納め始めるのは？

第1号被保険者として介護保険料を納めるのは、**65歳に到達した月から**です。また、到達した日とは、**誕生日の前日**になります。

(例) 7月1日生まれ 6月30日が到達日となり6月分から納めます
7月2日生まれ 7月1日が到達日となり7月分から納めます

○保険料の納め方

保険料の納め方は、「**特別徴収**」（年金から天引き）と「**普通徴収**」（納付書払いまたは口座振替）の**2種類**があります。どちらの納め方になるのかは、法令等で決められており、被保険者の方は選択できません。

特別徴収（年金から天引き）の場合

対象となるのは年金が年額18万円（月額1万5千円）以上の方

差引となる年金は、老齢（退職）・遺族・障害年金です。

年6回の年金の定期払いの際に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

仮徴収			本徴収		
4月（1期）	6月（2期）	8月（3期）	10月（4期）	12月（5期）	2月（6期）
前年の所得が確定していないため、 4・6・8月は前年度2月の保険料額 と同額を納めます。 (6・8月を調整する場合があります。)			確定した年間保険料額から仮徴収分 (4・6・8月)を差し引いた額を、 3回(10・12・2月)に分けて 納めます。		

普通徴収(納付書払いまたは口座振替での納付)の場合

対象となるのは年金の年額が18万円（月額1万5千円）未満の方

納付書や口座振替による納付で、7月から翌年2月までの8期に分けて納付していただきます。

※年金の額が18万円以上の人でも、次のときには一時的に普通徴収（納付書払いまたは口座振替）で保険料を納めます。徴収の方法は、随時特別徴収に切り替わります。その場合、二重に保険料をいただくことはありません。

- ・65歳（第1号被保険者）になったとき
- ・他の市町村から転入したとき
- ・年度途中収入申告のやり直しなどで所得段階の区分が変更となった場合
- ・4月1日の時点で年金を受給していなかった場合
- ・年金担保、年金差し止めなどで年金が停止し、保険料の差し引きができなくなった場合

普通徴収の場合は、**口座振替にすると**出かける手間が省け、納め忘れの心配がなく**便利です**。

金融機関窓口で申込みを受理した日の翌月末の納期限分から開始します。
大江町指定の金融機関でお申し込みください。

【持ち物】預貯金通帳、通帳の届出印

（7月中に申込みの場合は、8月末納期限より口座振替を開始します。）

○保険料を納めないでいると？

1年以上滞納すると

通常、サービスにかかる費用の1割(2割)の自己負担ですみますが、費用全額をいったん自己負担し、申請により6割～9割の払い戻しを受ける「償還払い」に支払い方法が変わります。

1年半以上滞納すると

一時的に給付の一部または全部が差し止めになります。

なお、滞納が続く場合は、滞納していた保険料と相殺されることもあります。

2年以上滞納すると

通常1割(2割)の自己負担が3割になります。(自己負担3割の場合は4割)

納付が困難になったときは、

お早めに、お気軽にご相談ください。

【お問合せ先】

大江町役場 税務町民課 町民税係 TEL0237(62)2119